



目議第20011号
令和6年2月2日

様

目黒区議会議長

おのせ 康 裕

質問通告について

令和6年2月16日開会の第1回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

記

一般質問

質問者氏名 高 島 なおこ

目安時間 35分

1 能登半島地震被災地の健康支援について

2月23日から6日間、東京都の要請に応じて目黒区から保健師5名、事務職員2名を金沢市に派遣することになっている。二次健康被害による災害関連死の増加が危惧される中で、災害時要支援者をはじめ保健予防活動、生活環境衛生など様々な需要があると思われるが、金沢市保健所やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、各地の医療支援チーム等との連携を含め、被災者のニーズを必要な資源につなげていくことが求められる。この度の派遣を通して、区が果たすべき役割や意義をどのように認識されているか、区の見解を伺う。

2 目黒区の災害医療体制について

(1) 緊急医療救護所の設置について

30年以内に7割以上の確率で、首都直下型地震が起きるといわれている。目黒区の災害医療体制について、目黒区地域防災計画では、災害拠点病院である東京医療センターをはじめ区内の9病院において、緊急医療救護所を設置して、初期のトリアージや初期診療を行うことになっている。初期医療の体制整備における区の準備状況と課題について伺う。

(2) 医療の広域連携について

医師や看護師が被災して病院の人員体制が減り、また物資の不足等により、平時の診療体制が機能しなくなることが想定される。目黒区を超えて、区西南部二次保健医療圏や、三次医療圏である東京都、さらに近隣の県との広域的な連携が必要になると想定されるが、区の準備状況について伺う。

3 子どもの登下校における安全確保について

現在、子どもたちの安全を守るために、目黒警察署および碑文谷警察署から区立小・中学校、区立幼稚園、認定こども園の保護者に対し、Home & Schoolを通じて不審者情報を配信し、注意喚起を図っている。子どもたちの身の安全を守るには、地域全体で見守りの目を広げることが大切であり、多くの地域住民に対して周知することが、事件の早期発見および犯罪の抑止力につながると思われる。については、目黒区公式LINEで不審者情報の周知、また生活安全パトロール（青パト）を活用して当該地域への周知を徹底するなど、検討されてはどうか。どのような方法で、子どもたちの登下校の安全を守っていくのか、区の対応について伺う。

質問者氏名 たぞえ 麻 友

目安時間 45分

1 子どもの性被害防止のための新たな対策について

保育園や学校での子どもの性被害が後を絶たない。性被害を防止することについては、過去にも啓発や教育についての質問が行われてきたが、更に踏み込んだ対策が必要であると考え3点質問する。

(1) 性被害防止を目的とした監視カメラの増設の促進

保育園や幼稚園においては、既に安全対策として監視カメラを設置していることはあるが、それらは広く不適切保育を防ぐため、また不審者対策に用いられていることが多いように見受けられる。今後は、保育園や幼稚園における性被害防止を目的とした監視カメラの増設を促進することについて伺う。

(2) 児童館の乳幼児コーナーでの性教育に関する絵本の設置について

命の誕生や性に関する幼児向けの絵本が多数出版されているが、児童館には配架されていない。乳幼児に対する性教育はプライベートゾーンなどをはじめ、保育園や幼稚園等で進められていると思うが、親子で学ぶ機会として児童館の乳幼児コーナーもその機会の一つと捉え、性教育に関する絵本について設置してはいかがか。

(3) 中学校での性教育の更なる推進について

令和3年第一回定例会では「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を紹介し、目黒区における生命の安全教育の実施について質問し、教育長からは実施した学校のアンケート結果などもご答弁いただいたところである。

さらにより多くの中学校で生命の安全教育を実施していただきたいが、いかがか。

2 水平リサイクルの推進 【書画カメラ使用】

目黒区基本計画の基本目標4「快適で暮らしやすい持続可能なまち」の政策5に「持続可能な循環型社会の実現」とあり、また3月に改訂される「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の基本理念にも「『快適で誇りのもてる循環型のまち』の実現」とここにも循環型という言葉があり、重要視されていることがわかる。目黒区が進めているリサイクルについても循環型を更に進めるために、水平リサイクルを進めることを提案したい。水平リサイクルとは、使用済みの製品を資源にし、再び同じ製品として利用することであり、製品を製造するメーカーとの公民連携が鍵となる。目黒区が今後、水平リサイクルを推進することについて、また公民連携で進めることについて認識を伺う。

3 ネズミ発生抑制について 【書画カメラ使用】

一時期、商店街の飲食店の廃棄物から、また一般ごみからネズミが飛び出してきたところを見かけることが複数回あった。また、区民からも

同じようにネズミを見かけることが多く対応してほしいとの声かけがあった。目黒区ではネズミ被害に遭った住居については対応をしているが、区が作成している「ネズミ注意」のチラシを活用し、指導をするなどの対策を実施してはいかがか。

質問者氏名 川原 のぶあき

目安時間 35分

1 ファッションロス削減に取り組み地球環境を守ろう

ファッション産業は、大量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷が非常に大きい産業と指摘され、国際的な課題となっている。大手シンクタンクの試算によると、2020年の国内で新規供給される衣類の量は81.9万トンに上り、その約9割に相当する78.7万トンが事業者と家庭から排出されている。そのうち廃棄処分される量は51万トンとなっており、排出される衣類の64.8%が産業廃棄物や一般廃棄物として処分されている。一方、リサイクルされる量は12.3万トン（15.6%）、リユースされる量は15.4万トン（19.6%）となっており、再利用が進んでいない。本区では、2022年度に実施した家庭ごみ組成分析調査において、燃やすごみの組成割合に繊維が6.2%占めており、現在改定作業中の一般廃棄物処理基本計画には、更なる古着・古布の資源化を促進することが明記されている。また、令和6年度一般会計予算案には、古布の資源化を促進するため、拠点回収事業費が計上されている。ファッションロス削減の取り組みは、ごみ減量はもとより、ゼロカーボンシティ実現には欠かせないものと考え、以下、質問する。

(1) 区民の意識変革のための啓発活動の実施について

最も重要なことは区民の意識変革だ。大量消費・大量廃棄の一方通行（リニア）型から適量購入・循環利用の循環（サーキュラー）型への取り組みや、社会課題の解決に考慮した消費行動、いわゆるエシカル消費へと転換を図ることだ。

意識変革には、効果的な啓発活動が欠かせない。品川区では、エシカルイベントにて、エシカルをテーマにした落語やファッションショ

一、子ども向け古着アップサイクル体験など、楽しみながら学ぶ取り組みを実施している。本区も楽しみながら学べる効果的な啓発活動を実施すべきと考えるが、見解を伺う。

(2) 区民が利用しやすい身近な場所での拠点回収の実施について

家庭から排出される衣類の多くが焼却・埋め立て処分されている。それは、手間や労力、費用がかからないからだ。わざわざ拠点に設置される回収BOXまで届けてもらうには、区民にとって手間や労力がかからない、例えばスーパーなど身近な場所、行きつけの場所への設置が必要と考えるが、見解を伺う。

(3) 衣類の効果的なリユース・リサイクルの取り組みについて

拠点回収を行った古着・古布の資源化をどのように進めていくのか。先進自治体では、提供された衣類をリユース専門業者に売却し、その収益金でパラスポーツを応援する「ふくのわプロジェクト」への参加や、地域交流サイトや大手通販サイトを活用したリユース化の推進、繊維関連企業と連携した再資源化への取り組みなどが実施されている。本区も公民連携によるリユース・リサイクルへの取り組みを実施すべきと考えるが、見解を伺う。

2 目黒川の桜開花期間のオーバーツーリズム対策について

基本構想には、20年先に目指すまちの将来像として、「さくら咲き心地よいまち ずっとめぐろ」と定めた。桜は本区のシンボルであり、シビックプライドというべき存在である。本年の目黒川の桜開花期間中は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行や、堅調なインバウンドにより、昨年を上回る国内外からの来訪者で賑わうことは想像に難くない。多くの来訪者によって、飲食店や商店などが潤う、良い効果もあるが、急増・集中する来訪者によって混雑、放置ごみやトイレ問題、プライバシーの侵害など、住民生活へ影響を及ぼしている。こうしたオーバーツーリズム（観光公害）への対策を講ずる必要があると考え、以下、質問する。

(1) ビッグデータなど新たな技術を活用した分散・誘導の取り組みについて

携帯電話の基地局へのアクセス情報や、アプリの位置情報、走行する自動車から得られるプローブ情報、公共交通機関への乗降時刻や乗

り換え駅の情報、キャッシュレスによる購入履歴や決済情報などのビッグデータを収集・分析。

分析で得られた結果をもとに時間帯別の集中状況を「見える化」し、混雑する時間帯を回避するよう、来訪者に提案したり、目的地の途上にあるユニークな店舗等の情報を通知して立ち寄りを促したり、AIが対応する観光サイトの導入など、新たな技術を活用し、目黒川中流に集中する来訪者の混雑回避を図るべきと考えるが、見解を伺う。

(2) オーバーツーリズム対策に資する自主財源の確保策導入について

桜開花期間中、安全対策として雑踏警備や、住環境保全のため、仮設トイレの設置、ごみ処理などに多額の税金が投じられている。近年、地方自治体では、オーバーツーリズム対策の独自財源確保のため観光目的税などを導入する動きがみられる。本区として、目黒川の桜の保全と住環境を守るため、例えば、法定外目的税「目黒川桜環境保全税（仮称）」の導入を検討すべきと考えるが、見解を伺う。

質問者氏名 芋 川 ゆうき

目 安 時 間 5 5 分

1 年末年始など長期休業中での発災時の医療対応について

(1) 地域防災計画において、発災時は区内病院の敷地内又は、近隣地などに緊急医療救護所の設置を行うとし、可能な限り医療職の人員を確保するとしている。しかし、長期休業時に発災した場合、医療体制についての人員の確保が平時の時よりも困難になると思われる。年末年始や夏季休業などの長期休業中の医療体制の計画について、区はどのように認識しており、充実させていこうとしているのか伺う。

(2) 透析やインスリンなどの糖尿病の治療薬、精神保健など、災害時でも継続的な治療が必要な分野への支援が急がれる。区民それぞれの既往症などで、かかりつけの医療機関や薬局が地域的にも近いとも限らない。区は災害時には薬剤師会などと連携をしながら不足している薬などへの対応をうとしている。しかし、発災時は情報が錯綜しており、その対応が困難となる。また、昨今は医薬品の供給不足の背景もあり、薬を手に入れたくても難しいという状況もある。

その対策として、まずは区民に対してしっかりと周知啓発をするとともに、とりわけ長期休業前などでは、十分な薬剤の確保をお願いすることと、薬剤師会などと定期的に連携を行い、災害時には適切に対応ができるよう常に備えておくべきだがいかがか。

2 避難所運営や訓練などについて

- (1) 昨年10月、大岡山小学校で避難所運営訓練を行った。昼間は100人以上の子どもや保護者が防災知識を得るイベントを行い、夕飯の炊き出しなども行った。夜には70人以上の親子が体育館に寝るなどの経験をした。実際に不自由さを体験し、とても有意義なものであった。

また、区議会は先日、防災協定をしている臼杵市を視察、交流をした。臼杵市は市民の防災力向上などを目的にし、自主防災組織主体で行う訓練などにはさまざまな補助金を行っている。目黒区として、さらに地域の防災力向上のため、自主防災組織主体での訓練などに補助金などを出し、避難所運営訓練や研修をより身近に、数を増やしていくべきだがいかがか。

- (2) 避難所運営における、感染症対策について

区は令和2年に「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（暫定版）」を作成した。現在、目黒区感染症予防計画素案において、災害時の感染症対応において、備えと区民への事前の普及啓発に取り組むとしている。避難所の環境は、区民に精神的なストレスを与え、さらに免疫力が低下することも考えられる。新型コロナウイルスだけではなく、流行性のインフルエンザや、今後発生する新たな感染症対策は継続して検討していく必要のある大きな課題である。

ア 現在、暫定版となっている避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて、さらに改定していくべきではないのかを伺う。

イ 感染症対策として、避難所での空間をしっかりと分けていくことは有効である。また、それぞれのプライベートスペースが確保できることは避難所でのストレス軽減としても有効である。しかし、現在はスペースの仕切り板は備蓄倉庫全体で約5,000組と数多くあるが、よりしっかりと空間を分けることは重要である。現在、区はワンタッチパーテーションを各避難所で23台と別の備蓄で準備をしていると

のことだが、感染症対策の観点と、ストレスの軽減ができるよう、プライベートスペースが確保できるような、段ボールエコハウスなど他の方法も検討し、さらに備えを進めるべきだがいかがか。

- (3) 発災時に、区民は住んでいる家屋の状況やライフラインの復旧状況などが原因で長期の避難所生活を余儀なくされる場合がある。その際、自身の生活の不安だけではなく、避難所生活においても精神的なストレスが予想される。目黒区は、地域防災計画において、被災住民等の心的外傷後ストレスを視野に入れてメンタルヘルスケア活動を行うとあるが、保健活動においては臨床心理士など専門家が、避難所などで相談が行えるよう体制を整えるべきだがいかがか。

3 補聴器購入費助成制度拡充について

先日の1月20日、区は高齢者の難聴と補聴器という講演会を行った。100名近い参加者がいたと思われる。目黒区が11月から行っている、補聴器購入費助成制度は、すでに100件以上の事前申し込みがあり、実際に50件を超える助成が行われたとしている。こうした反響の多さを見ても、区民からの要望の強さがうかがえる。さらに、講演会において、区民から、さらに補聴器購入費助成を使いやすくしてほしいという声が上がった。

東京都は、新年度、加齢性難聴の補助事業を包括補助事業から、単独事業にするとし、高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を始める。こうした都の前進もあり、以下質問する。

- (1) 都の支援事業の内容の一つは、自治体の行う補聴器購入費用補助の上限は13万7,000円を上限とし、その費用の2分の1を都が支援とするものである。また、講演会で区民の方から、「高齢になれば耳が聞こえづらくなるのは誰でも起こることである。だから助成制度は非課税に限定するべきではない」という声が出された。助成金額の引き上げとともに、非課税世帯だけではなく、課税世帯にも助成を広げるべきだがいかがか。
- (2) 都の事業では、自治体による加齢性難聴に係る普及啓発経費は10分の10を支援。自治体が聴覚検診経費を補助する場合は10分の10を支援するとしている。有識者の講演会の内容では、自分が難聴に気付けるよう、簡易的な検査を行うようにすることが重要であるという内容が

あった。目黒区の総合庁舎などに、区民のための聞こえの総合相談窓口を設置することと合わせて、こうした都の事業を活用できないか伺う。

4 区営住宅におけるカメラ付インターホンの設置について

区営住宅に住んでいる区民からの相談で、カメラ付きのインターホンを設置してほしいという要望があった。いくつかの他の世帯から話を聞くと、「区営住宅にオートロックなどはなく、誰でも入れる構造になっている。以前、廊下に不審者がいて怖くなった。」「高齢者の一人暮らしだから詐欺被害に遭うのが心配。ドアを叩かれると声をかけて対応しているが、姿が見えず不安。」などという声が聞かれた。現在の区営住宅は昭和40年代の建設が1箇所、昭和50年代の建設が6箇所と築年数が古い物件も少なくない。一部でカメラ付きのインターホンの設置を進めているということだが、こうした古い物件の対応も早急に進めていくべきだがいかがか。

質問者氏名 金 井 ひろし

目 安 時 間 5 5 分

1 子どもたちの新しい学びと居場所、特別支援教育について

- (1) 今学校に通えない、通いたくないという子どもが急増しています。学校に通えない子どもの居場所として本区には「学習支援教室めぐろエミール」がありますが、不登校児童の増加とともに問題となるのは1か所にしかないことだと思います。西部地区から相談に訪れる方には親子で揃って来ることに距離の壁を感じます。そこで、エミールを西部地区にも拡大し支援策を充実することは重要だと思いますが所見を伺います。
- (2) フリースクールの充実を図ることも重要という指摘もあります。長野県では県がフリースクールを推奨しているとも伺っております。補助金制度や、運営サポートを県が行っていて、特徴的なのは保護者も運営に参加していることです。このフリースクールの取り組みですが、いきなり本区で補助金や運営団体が出来るとは難しいかも知れませんが、例えばオンラインの活用です。すでに全児童・生徒にタブレット端末が行き渡っていることを踏まえ、そういったいわゆる設備投資が不要なところから、少しずつ着実に充実させていく考えがあるか、多様な学びにつ

いて伺います。

- (3) 特別支援教育についてですが、本区が定めた第4次目黒区特別支援教育推進計画の中にある日本及び本区のインクルーシブ教育システムと、世界標準のインクルーシブ教育について考え方の違いを認め合い、是正していきたいと考えます。

私自身、2022年11月の第4回定例会で、日本のインクルーシブ教育システムを改めよと国連勧告を受けたことを受けて質問しました。その時の答弁としては「国が進めるインクルーシブ教育システムを目黒区でも進めていく」として、国連からの勧告はスルー。我が国が推奨しているのが、まさに分断を生んでいるインクルーシブ教育システム。世界標準は内包する、多様な学びを推奨しているインクルーシブ教育となっております。このずれについてどのように受け止めるのか伺います。

【書画カメラ使用】

- (4) 子どもたちの新しい学び方について。教室での主役は誰なのか、当たり前ですが「子どもたち」です。識字率の高さ等は世界に誇れるレベルですが、一方で自由に学ぶことを子どもから奪っているのではないかという意見もあります。社会全体が多様化する中で、いまだに画一的な学び方を押しつけていないか。子どもたちから提案を受けて、子どもたちが学びたいことを学ぶ。「学ぶ」ということは変わらずとも、学び方が変わってもいいのではないか、教師も失敗することもあるでしょうがトライアル&エラーという言葉があります。6年前から山形県天童市の小学校で、この取り組みが始まっています。今では不登校はなくなったそうです。思い切ってチャレンジしてみたいかがでしょうか。区の見解を伺います。
- (5) サードプレイスについて、アフターコロナの今、実は大人にとってもこの「サードプレイス」というのは必要だという認識が広がっています。私自身のサードプレイスはどこにあるのかといえば、釣りが好きですから海の上にサードプレイスがあると言えます。第3の居場所が海の上ということになります。しかし、今回は子どもにスポットを当てるので、子どもにとってのサードプレイスとはなにか、どこにあるのか。「川崎市子ども夢パーク・えん」に代表される子どもたちのサードプレイスも有名ですが、区内にも徐々に出来つつあります。ここでも主役はあくま

でも「子どもたち」であります。子どもたちからアイデアを募る、今活動している団体のアシストをする、目黒区が出来る公的な場所にフリースペースをつくるといった考えがあるか伺います。

2 コモン（COMMON）について

- (1) 本来商品化されるべきではない公共財、貨幣ではかれないみんなの共有財産をコモンと呼ぶそうです。これまで民間では商品として扱われなかった公共財もDBO、PFIといった手法により、公共サービスを民間が担うようになってきました。商品化と言っても過言ではありません。神宮外苑の再開発では営利企業が公園の樹木の伐採を計画し、大反対に遭い計画の見直しを東京都から迫られています。これは一企業の営利ばかりを追求することが問題になり、神宮の森をみんなの共有財産として認識したからこそ、声が上がり、共感を呼びました。

民営化、規制緩和を通じて資本が公共財を取り込んでいるところがキモで、一度公共財が商品化されてしまうと、生活に必要なものでもすべてお金がかかり、低所得者には非常に厳しいことにもなりかねません。ですから事業者をしっかりと選ぶことも条件整理をすることも重要で、これを多くの人が利害関係者という考え方で、近隣住民・消費者・労働者など多様な意見を反映させることがこれからの時代に求められていくのではないのでしょうか。

区の様々な計画について、最初は「まだ固まっていないので公表できない」と言われ、次に発表されると「素案から大きな変更はできない」と言われる。これでは住民の意見を反映させるのが非常に難しいと考えます。これからの公共財産のあり方について区の見解を伺います。

- (2) 主役は誰なのか、それは区民だと考えます。みんなで考え、みんなで作る地域をどのように作っていくのか区の見解を伺います。

3 「公聴」「広聴」について

行政機関では、「広聴」も「公聴」も、「国民や住民の行政に対する意見・要望などを聴く活動」を表す同義の言葉として使われています。ただ、一般的には「広聴」のほうが多く用いられており、辞典などでも、行政の広聴活動を意味する用語としては「広聴」という漢字が使われています。本区が様々なパブリックコメントを行っていることは重々承知

の上ですが、やはりパブコメは形式的なものになっていないか、検証は必要だと思います。

そして、今回取りあげたいのはコロナ前まで行っていた「区民と区長のまちづくり懇談会」についてと、「“ずっとめぐろ”車座トーク」の2点です。

- (1) 「区民と区長のまちづくり懇談会」はコロナ禍にあって早々に中止されました。令和2年度から5年度までの4年間は一度も開催されていません。令和2年、3年は仕方がないにせよ、それ以降はオンライン開催を模索するなどの方法があったのではないかと疑問に思います。そういった方法がとれなかったのか伺います。
- (2) 「“ずっとめぐろ”車座トーク」なるものが試行されました。その報告は令和5年の企画総務委員会で行われていましたが、オープンではなくクローズな場となっており、開かれた目黒区とは真逆、対象についても町会・自治会のみが対象となっているところに相当な疑問符をつけざるを得ません。傍聴もなしというありさまでこれで「車座トーク」と言えるのか、また参加者は82町会のうち58人とのことです。この時の答弁の中で、基本計画に基づく新しい広聴の取組という答弁があります。自治会・町会だけで広聴といえるのか、課題と今後の取り組みについて区の見解を伺います。

質問者氏名 上 田 あ や

目 安 時 間 3 0 分

1 ファミリーサポートセンターについて **【書画カメラ使用】**

(1) ファミリー利用会員の登録方法改善について

ア 説明会方式からオンラインビデオ視聴と確認書提出の併用方式へ

現在の目黒区のファミリー利用会員の登録方法は、①オンライン事業説明会に参加、②センターから書類の送付、③必要書類記入後センターへ返送、年会費の振込みという手順となっている。

この事業説明会は令和4年度と令和5年度はそれぞれ18回ずつ開催された。このうち土日に開催されたものは令和4年度に2回（ただし同日開催のため実質1日）、令和5年度は4回（ただし同

日開催が1日あるため実質3日)。

年間18回しかチャンスがないうえ、ほとんどの場合、平日に働いている方にとって仕事を休んで参加しなければならない。ファミリー利用会員に登録したいと思っても事業説明会へ参加すること自体にハードルがある状況と言える。

この点について、「オンラインビデオ配信の視聴」と「確認書によるチェック」の併用方式にしている自治体もある。この方式だと、例えばわざわざ仕事を休んで事業説明会の予約を取得しなくても、365日24時間、自宅にて事業内容を確認することができる。目黒区も子育て中の区民の利便性向上のためこうした方式に変更すべきではないか伺う。

イ 事業説明会の定員の撤廃について

現在の目黒区の事業説明会は、オンラインにもかかわらず各回の定員は15名である。令和4年度および令和5年度の年間18回の開催を基準にすると、最大でも年間270名しか登録できない仕組みである。これは目黒区にお住まいの令和4年度年少人口(0歳～14歳)の0.8%にあたる。年少人口の99.2%は登録ができない計算になる。

オンライン会議のためのツールは本来同時に多数の方に参加していただけるものである。例えばZoom、Microsoft Teams、Google Meetなど代表的なツールでは、プランにもよるが100名から1,000名程度まで問題なく同時接続可能である。事業内容説明についてオンラインビデオ配信視聴方式をとらず、現在のオンライン説明会方式をしばらく続ける場合でも、定員を廃止すべきではないか伺う。

ウ 手続書類郵送方式からオンライン申請方式または書面ダウンロード方式へ

現在目黒区では、事業説明会に参加したあと書類を郵送してもらい、それを郵送し返すことが必要である。これにはお互いの時間も時間もかかり、しかも郵送費もかかる。しかし例えば板橋区においては、マイナポータルによる「ぴったりサービス」で24時間365日の電子申請が可能である。台東区においてもオンライン入力フ

フォームでの申請が可能である。目黒区も区民の利便性向上のため、こうしたオンライン申請方式に変更すべきではないか伺う。

また、オンライン申請方式に切り替えることに時間がかかるとしても、せめて書類は全て郵送で渡すのではなく、ホームページからのダウンロード方式に切り替え、希望があった場合のみ郵送とすべきではないか伺う。

(2) ファミリーサポートセンター事業の現状と今後の展望について

ア 特別区内で比較した目黒区の利用実績について

ファミリーサポートセンターはどこの自治体においてもファミリー協力会員の確保が難しい。目黒区においても需要と供給のバランスをとることに長年苦慮してきたと思われる。しかし、現在は特別区内で比較した目黒区の状況は下記の通りである。

①ファミリー協力会員数は令和4年度で424人。23区中第7位。②ファミリー利用会員数は令和4年度で271人。23区中23位で最下位。③サポート利用実績は令和4年度で2,454回。23区中22位。

つまり協力会員数が利用会員数を大きく上回り、かつ利用実績は少ない。

上記は各区の人口や年齢構成の違いを考慮していない数字である。そのため次に各区の人口、および0歳から14歳までの年少人口を東京都総務局統計部提供「住民基本台帳による東京都の世帯」令和4年度版から抜粋して計算する。

①ファミリー協力会員数、人口は0.15%。23区中第5位。②ファミリー利用会員数、年少人口は0.87%。23区中23位で最下位。③利用実績、年少人口は7.88%。23区中第17位。

つまり目黒区は、各区の人口および年齢構成の違いを考慮に入れてもなお、特別区での位置づけにおいて、人口に占めるファミリー協力会員の割合は高く、年少人口に占めるファミリー利用会員の割合は都内最下位であり、かつ、年少人口1人あたりの利用回数についても低位であることがわかる。

この要因について区はどのように分析されているか伺う。

イ 過去10年間の利用実績推移について

平成25年以降の目黒区のファミリー利用会員数、ファミリー協力会員数を見ると、ファミリー協力会員の数についてはほぼ横ばいだが、ファミリー利用会員数については令和2年度に前年度の半分に減り、現在は令和元年度の3分の1にまで減っている。この急激な減少は令和2年に新型コロナウイルス感染症が流行したためだと推測しているが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された後もファミリー利用会員数が増える兆しが無い。

この要因について区はどのように分析されているか伺う。

2 RPAを用いた業務の効率化について

目黒区においては令和4年度にRPAを使用して業務効率化を行い、年間約7,000時間もの手作業時間の削減を達成されたと伺っている。対象業務は新型コロナウイルス感染症対応に関するもので、感染者等の情報入力と陽性者への必要な情報発信をミスなく効率化したことにより、結果として区民の健康維持や生命身体保護の役に立ったと聞いている。

目黒区においては新規業務のRPA化についてこのような素晴らしい実績があるが、既存業務のRPA化においてはまだまだ浸透が進んでいない。既存業務をRPA化するにあたっては、新規業務をRPA化する際よりも難しい点がある。なぜならRPAシナリオ作成にあたっては、既存業務のマニュアル化やフローチャート化、シナリオ作成後のトライアル実施、効果検証のためのデータ出しなど、既存業務を実施している部署の協力が欠かせないからである。しかしそれでも既存業務のRPA化は進めるべきものである。

内閣府によれば、「人口急減・超高齢化に向けた現状のままの流れが継続していくと、労働力人口は2014年6,587万人から2030年5,683万人、2060年には3,795万人へと加速度的に減少していく。総人口に占める労働力人口の割合は、2014年約52%から2060年には約44%に低下する」とされている（選択する未来～人口推計から見えてくる未来像～平成27年10月28日発行）。

このように労働人口の減少が避けられないなか、単純作業はロボットに任せ、高度な判断や専門性を必要とする内容については人間が取り組むようにしなければ持続可能な行政サービスの提供は不可能である。

国としても同様の方針であり、例えば平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」、令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」、令和4年9月に総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】」、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」などにより、地方自治体におけるRPAの活用は繰り返し推奨されている。

RPAの利点には下記がある。

ミスをしない。24時間365日動かすことができる。故意による情報漏洩をしない。単純作業を外注する必要がなくなり、コスト削減につながる。RPA化する際にBPRも行うことにより更に業務最適化がすすむ。

結果として働き方に余裕ができ、区民対応により注力することができるようになる。こうした利点を各所管部署に積極的に周知し、既存業務についてもRPA化をすすめていくべきだと考えるがいかがか伺う。

質問者氏名 青木英太

目安時間 60分

1 超高齢社会にどう向き合っていくか **【書画カメラ使用】**

介護保険制度は第9期で25年目を迎え、介護や支援が必要となった高齢者や家族などを社会全体で支える制度として定着している。しかしながら目黒区においては高齢化率は令和8年度までは19%台を推移するが、令和22年度には23.3%になると見込まれており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増化、また介護する家族の負担増、介護職員の人材不足など、様々な課題が浮かび上がる。以下伺う。

- (1) 「第9期目黒区介護保険事業計画（素案）」によると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者は577人である。区では第7期から第8期にかけて3施設を開設し、定員を約300人増加することで一定の改善をはかったが、今後この待機者が増えることは高齢化率の推移から明らかであり、引き続き施設の整備が求められる。しかしながら定員100人程度の施設を整備するには一定の規模を有する土地が必要

であり、特に都心部においてはその確保は困難を極める。杉並区では南伊豆町に全国初となる区域外特養を整備するなど高齢者の選択の幅を広げる動きがある中で、目黒区として今後増加が見込まれる待機者にどのように対応していくのか伺う。

- (2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）は利用者やその家族の希望、おかれている状況や介護等を勘案し、利用者にとって最適なケアプランを作成すると共に、介護保険に係る様々な困りごとや相談に対応する介護保険のキーパーソンである。しかしながら令和5年3月に公表した「第9期介護保険事業計画基礎調査」によれば、区内における居宅介護支援事業所の運営における課題の一つとして介護支援専門員の人員不足が挙げられる。また同調査のアンケート結果では「介護支援専門員の業務で特に負担が大きいと感じることは何か」との質問に対して「ケアマネジャー業務以外の相談や頼まれごとへの対応」が挙げられており、ただでさえ多忙な介護支援専門員は業務外の対応も行う中で疲弊した環境におかれているのではないかと考える。目黒区として介護支援専門員が有する課題を共有し、解決に繋げて行く必要があると考えるが伺う。

2 健康づくりのための睡眠について 【書画カメラ使用】

睡眠は、ライフコースを通じて、子ども、成人、高齢者のいずれの年代においても健康増進・維持に不可欠な休養活動である。厚生労働省がまとめる「健康づくりのための睡眠ガイド2023」によると、子どもの睡眠時間の目安は小学生が9～12時間、中学生・高校生が8～10時間とされている。また、大阪市淀川区が小中学校を対象に行った睡眠の詳細調査では睡眠と疲労、学習意欲の相関性が調査結果で出ている。目黒区が令和4年度に区立小・中学校の児童・生徒を対象に行った意識調査結果をみると、小・中学校ともに半数近くの子どもの睡眠の推奨時間を確保できていないことが分かるが、区として子どもたちの適切な睡眠時間の確保についてどのような指導等を行っているか伺う。

3 増加する美容医療サービスについて

全国の消費生活センター等には美容医療サービスに関する相談が多く寄せられており、2022年度は3,000件を超え過去5年で最多となっている。消費者の不安をあまり即日契約・施術を急かしたり、クレジット契約等の分割払いをしてでも契約をする消費者が多いようにクリ

ニックから説明されるなど様々な相談事例が挙げられており、特に20代の若者における相談が増加している。目黒区としてこのようなトラブルについてどのような注意喚起等を行っているのか伺う。

質問者氏名 小 林 かなこ

目 安 時 間 4 0 分

1 地域避難所について

- (1) 1月29日午後、本区と友好都市である金沢市議会から訪問団が来庁され、目黒区議会との意見交換会を行った。その際、能登半島地震における金沢市の対応状況等について情報提供を受けたが、元旦の地震では発災から約5時間後の21時30分時点で、拠点避難所、指定避難所合わせて市内101カ所の避難所が開設された。現在、目黒区内には指定されている地域避難所が38カ所あり、うち、小学校17カ所のうち13ヶ所では、避難所運営協議会が主体となった訓練が再開されてきているが、避難所運営協議会自体が立ち上がっていない地域もある。明日、大災害が発生した場合、避難所運営協議会が未だ立ち上がっていない、主に区立学校を避難所とする地域避難所の開設、運営について区はどのように対応していくのか伺う。
- (2) 新型コロナが5類に引き下げとなり、各地域での防災訓練が積極的に再開されるようになった。コロナが明け数年ぶりの訓練となるため、準備に戸惑ったという声も聞く。区ではこれまでも防災意識の啓発や協議会への参加促進等の支援を行うと共に、避難所運営協議会の訓練には区の参集職員も参加して顔が見える関係を築いてきたが、今年度再開された避難所運営訓練、および参集職員による訓練の実績と、今後の課題について伺う。

2 目黒区南部地域における防災対策の強化について

- (1) 今後、向原住区センターは、向原小学校の建て替えに伴いその機能が小学校の中に複合化される。現在区では向原住区センターの建物自体はそのまま残すとしているが、今後の計画は白紙である。向原住区センターの建物は一区有施設であるため、有事の際には補完避難所として、平時には災害用備蓄品等の備蓄倉庫として、建物の活用方法を早急に検討

する必要があるのではないか、伺う。

- (2) 南部地域では現在、向原小学校の建て替え工事が進んでいる。また、現在の第九中学校の敷地では、令和7年4月から目黒南中学校の新校舎建設工事が進んでいく予定であるが、工事期間中は今までのように現在の第九中学校を地域避難所として使用することができない。これらの学校では、工事期間中における避難先について地域住民がわかるように周知し、迅速な避難につながるよう目に付く場所に掲示していく必要がある。

今後、区有施設の更新に伴う工事期間中の地域避難所については、公営掲示板や町会掲示板、商店街街路灯等を利用し、簡易に取り外しができるような、リアルタイムに避難すべき場所がわかる掲示を、地域に協力を得ながら速やかに進めていく必要があるのではないか伺う。

3 公立中学校における教科用図書の採択について

来年度は、区立中学校における教科用図書の採択が行われる。区立小学校及び中学校の教科用図書採択の年には、通常、見本本が教育委員に送付され、8月下旬には採択というスケジュールとなっている。教育長は区の採択基本方針を基に「調査研究委員会」に対し、教科用図書についての調査研究を依頼し、その調査研究委員会では更に下部組織として専門部会を設け、教科書の調査研究を行っている。

採択の年には教育委員宛てに全ての見本本が届けられるため、その数は膨大な量となる。全ての見本本に公平に目を通し、目黒区の調査研究委員会が一つ一つの見本本についての調査報告を記載した資料を活用しつつ、区民から寄せられた意見も十分参考にしながら、公平かつ丁寧に検討し、採択すべきものであるが、本区の進め方について伺う。

質問者氏名 上 田 みのり

目 安 時 間 4 0 分

1 災害時における医療提供体制の確保について

本年1月1日に石川県能登半島地震があり、復興・復旧への支援だけでなく、しっかり学びを生かすことも、地方自治体の使命である。

自然災害、特に地震は時を選ばずして起こり、発災から72時間を超え

ると救命率は大幅に減少、また、その後も避難生活や、医療ひっ迫のために起こる災害関連死のリスクが上がる。

コロナウィルスのような感染症パンデミック時の救急ひっ迫と大きく異なるリスクは、インフラの遮断で、特に道路の寸断がもたらす影響については、人・物の移動・移送ができないため、医療提供体制の確保において深刻な課題である。

特に人の移動ができない点においては、各医療機関の人員確保が困難となることが想定され、また、区が医師会と連携し設置する緊急医療救護所も、想定される被害状況を見ると、負傷者が殺到することが懸念される。

首都直下型地震など、大震災は30年以内に起こる可能性が70%と推測される中で、起こりうるリスクを減らすには、平時からいかに準備しておくか、「備えよ、常に」に他ならず、医療提供体制においても同様である。

例えば、地域避難所に看護師を配置することも一つの策である。地域避難所へ看護師を配置することの最大メリットは、避難所で起こる災害関連死の予防と早期発見であり、緊急医療救護所へのトリアージ、また何よりも、避難所生活における「不安の軽減」になるのではないかと。

- (1) 災害時医療提供体制の確保における課題及び区の必要な施策について、見解を伺う。
- (2) 医療的配慮ができる看護師を特別要員として配置することについて、区の見解を伺う。

2 ユースヘルスケアについて

プレコンセプションケアとは、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み」と定義されている。表現としては「将来の妊娠のための」とあるが、このプレコンセプションケアがもたらす効果は、妊娠をのぞむ・のぞまない、どの選択においても、心と体の健康、自分らしい人生を生きるための選択のために重要である。プレコンセプションケアは、性に対する知識、予防、早期発見・早期治療の3つが途切れなく進むことが重要である。しかし、わが国では、性教育に課題があり、また若者の子宮がん検診受診率が低いのが現状である。

東京都においては、東京ユースヘルスケア推進事業として、中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口「わかさぼ」を

設置、また、妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やAMH検査への支援等を実施している。

令和6年度より、東京都のHPVワクチンの男性接種の補助が始まり、目黒区でも実施に向けて取り組む今、若者の心身を、そして未来を守る施策として、ユースヘルスケアを両輪にして進めていくことで、包括的な支援につながると考える。

- (1) ユースヘルスケアの必要性について、区の認識を伺う。
- (2) 東京ユースヘルスケア推進事業を活用し、プレコンセプションケアの入口の体制整備を進めるべきであると考えているが、区のことを伺う。

質問者氏名 佐藤 ゆたか

目安時間 30分

1 持続可能な未来のための取組について

目黒区は基本計画の中にSDGsのゴールと、区が取り組む施策を結び付けている。しかし、SDGsの開発目標が17もあることから、「一区民として具体的に何をしたら良いのか分からない。」との声も聞く。SDGsの目標到達まであと残り6年しかなく、目標が達成できなければ、持続可能な社会の実現はおろか、温暖化の影響がより深刻になる。一人ひとりの自覚を促す必要があり、誰もが分かりやすく、身近なところから自分事と捉え、「私にもできる！」という具体的な行動を明示し、広く強く周知していかなければ、SDGsのゴールは達成できないと考えるが、所見を伺う。

2 人口問題を俯瞰して

目黒区の都市計画マスタープランでは、2050年の人口は295,000人余と、今年1月1日現在より約16,000人の増である。また2050年の65歳以上の高齢者は約76,300人と4人のうち1人が65歳以上と予測されている。一方、15～64歳の生産年齢人口は、今年1月1日現在で193,000人余であり、四半世紀後の2050年には188,500人余と約5,000人余減少と予測されている。高齢世代が増え、現役世代が減少している事を鑑みると、今のうちから生産年齢世代の流出を防ぐための定住化促進が必要と考えるが、所見を

伺う。

3 家賃助成について

- (1) 総務省の就業構造基本調査では、東京都内は家賃や不動産価格の高騰が影響して、子育て世代のハードルになっているとの発表があった。目黒区はファミリー世帯の家賃助成制度を設けており、最長3年間は援助が受けられる。しかしながら、制度創設時と比べ、社会状況は厳しさが増しており、助成期間の延長や、助成制度の再度の申し込みができる制度に見直す必要があると考えるが、所見を伺う。
- (2) 人生100年時代と言われており、高齢になっても元気に社会生活を送られている方も大勢いる。全ての人元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らす事の出来る社会を作っていく事が重要である。目黒区の高齢者世帯等居住継続家賃助成の助成期間は最長6年となっており、要件の中に過去に家賃助成を受けた事があると、再度の利用が叶わないことになっている。健康寿命の延伸とともに、助成期間の延長をはじめ、制度の再利用ができる見直しが必要だと考えるが、所見を伺う。
- (3) 青年世代向けや、おひとり様世代向け等の家賃助成制度も、公平性の観点から必要だと考えるが、所見を伺う。

質問者氏名 松 田 哲 也

目安時間 60分

1 災害関連死防止策と災害時相互援助協定について

(1) 災害関連死防止の為に「TKB」と「J」について

ア 令和6年能登半島地震においても災害関連で多くの方が亡くなっている。

高度な医療に加え、避難場所に限らず日々のトイレ・キッチン（飲食）・ベッド（就寝具）の「TKB」の大切さを、より分かりやすく強く周知し、一層の備えを行政と区民で図るべきではないか伺う。

イ 「TKB」以外の衛生用品その他必需品等も、災害の規模によっては直ぐに十分に行き渡らない。

ストレス軽減も予防には重要で、その為に予定等の情報獲得は欠

かせず、スマホの充電機器の「J」の拡充をもっと進めるべきではないか伺う。

(2) 災害時相互援助協定の充実について

2018年から組織的な対口支援による災害時援助体制が、制度化され機能を果たすようになってきている。

一方で災害の状況によっては、十分に機能しない場合も想定し、自治体間の自助努力も高めていかなければいけない。

その為に、一定の「距離」の自治体や、道路寸断でも迂回可能な「方向」の自治体との締結も必要ではないか伺う。

2 文化財保護の重要性について

(1) 寄付メニューの増設

目黒区内に約60ある文化財の維持管理の為に補助金や、震災後の補修には多額の予算がかかる。

行政や所有者の負担を軽減し、文化財を継承していく為に、更なる寄付メニューの増設は出来ないか伺う。

(2) 周知による機運醸成

臼杵市では国宝磨崖仏の保護にあたり、震災時は人命救助や町の復旧・復興はもちろん、後世の人の為に文化財を遺す取組の重要性についても共有している。目黒でもこうした機運を更に醸成すべきではないか伺う。

3 心不全パンデミックについて

高齢化の進展に伴い、心疾患の患者数も全国的に増加している。

臼杵市と杵築市では、ホルター心電図装着による病の早期発見で、医療費と介護費の削減も図ろうとしている。

いわゆる心不全パンデミック(ベッド不足等)を防ぐためにも、こうした健康推進事業に取り組むべきではないか伺う。

質問者氏名 鈴木 まさし

目安時間 40分

1 目黒区独自の賃上げ支援について

政府は、ロシアのウクライナ侵攻に起因した世界的な物価高騰に対す

る抜本的な解決策として、昨年11月にデフレ完全脱却のための総合経済対策を決定した。今回の経済対策は、成長と分配の好循環を生み出すことでデフレからの脱却を図っていくが、労働分配については賃上げを実現するための仕組みの構築を支援していく。令和6年度から、国や東京都は中小企業や小規模事業者向けの賃上げを目的とした取り組みを支援していくほか、政府は賃上げを目的とした日本政策金融公庫の融資を対象に貸付利率特例制度を創設する。目黒区は賃上げ支援を国や東京都の政策と位置付けるのではなく、賃上げ融資を利用する区内の企業や事業者向けに追加支援を講じてはいかかがか。

2 気象予報士を活用した風水害対策について

急速に発達した強い勢力の台風接近や線状降水帯の発生による豪雨災害が多発する中、気象庁が発表する防災気象情報を適切に読み解き、地域特性を踏まえながら気象防災につなげていくことが求められている。昨今、自治体では風水害の危険度が高まった状況下に、気象庁や民間気象情報会社が気象予報士を派遣し、的確な避難指示や避難勧告、気象防災につながった事例に着目している。

区民の避難行動に責任を持つのは目黒区であり、気象予報士を活用した的確な風水害対策で安心・安全なまちづくりを進めてはいかかがか。

3 共生社会の実現に向けた支援について

令和3年5月に障害を理由とする差別を解消するための支援措置となる改正障害者差別解消法が国会で成立し、本年4月から施行される。女性も男性も高齢者も若い人も、全ての人が障害のあるなしに関わらず分け隔てなく暮らしていくことのできる共生社会の実現に向けて取り組みが本格化する。

- (1) 令和5年3月には障害者雇用促進法施行令を改正し、本年4月から企業の障害者法定雇用率を段階的に引き上げていく。また、短時間労働となる精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者についても、法定雇用率上で0.5カウントの算定が可能となる。障害者にとっては就労し自立していく絶好の機会となるため、目黒区も就労支援を強化すべきであり方針を伺う。
- (2) 障害のある者とない者が共に学ぶ仕組み、インクルーシブ教育も共生社会のひとつとなる。東京都は、令和6年度から特別支援学校への就学

が適当な児童や生徒が地域の小・中学校で共に学ぶことを希望する場合、日常的なサポートを行う支援員の配置に対する補助事業に取り組む方針である。目黒区でも、東京都の支援策を積極的に活用し、インクルーシブ教育システムの構築に取り組んではいかがか。

以 上